

（大規模の賞印資産に係る交付金算定標準額）については、同項の価格の四分の三の額とする。

(不規格の借入資産に係る不作金算定標準等の特例等)

市町村の区分	人口五千人未満の町村	人口五千人五億円
以上一万人未満の市町	人口五千人以上一万人未満の場合にあつては五億四千四百万円、人口六千人以上の場合は五億四千四百万円に	人口六千人未満の場合にあつては五億四千四百万円、人口六千人以上の場合は五億四千四百万円に
以上三万人未満の市町	人口一万二千人未満の場合にあつては七億六千八百万円、人口一万二千人以上の場合は七億六千八百万円に	人口五千人から計算して人口千人を増すごとに四千四百万円を加算した額
以上三十万人未満の市町	人口二千人を増すごとに四千八百万円を加算した額	人口二千人を増すごとに四千八百万円を加算した額

(前条の規定の適用を受けるものにあつては、
同条の規定によつて交付金算定標準額となるべき
額とする。以下同じ。)の合計額が次の表の
上欄に掲げる市町村において同表の下欄に掲げ
る金額を超えるもの(以下「大規模の償却資産」
といふ。)については、前二条の規定にか
かわらず、同表の下欄に掲げる金額(人口三万
人以上の市町村にあつては、当該大規模の償却
資産の交付金算定標準額となるべき価格の十分
の四の額が当該市町村に係る同表の下欄に掲げ
る金額を超えるときは、当該交付金算定標準額と
なるべき価格の十分の四の額とする。以下この
の条及び次条において「大規模の償却資産に係
る算定額」という。)を交付金算定標準額とし
て当該市町村に市町村交付金を交付するもの
とする。

べき価格の合計額が第一項の表の上欄に掲げる
市町村において同表の下欄に掲げる金額を超える
ものがある場合においては、前年の九月三十一
日までに、総務省令で定めるところにより、当
該償却資産の交付金算定標準額となるべき価格
の合計額その他必要な事項を当該償却資産が所
在する市町村を包括する都道府県の知事に通知
しなければならない。ただし、前年前に通知し
た事項に異動がないものについては、この限り
でない。

市町村長は、第七条、第八条若しくは第九条
第二項の規定によつて固定資産の価格の通知を

限度として当該市町村の基準財政収入見込額が前年度の基準財政需要額の百分の百六十に達することとなるよう当該市町村の大規模の償却資産に係る算定額を増額するものとする。

3 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、当該各省各庁の長が管理し、又は当該地方公共団体が所持する賃貸資産で交付金算定基準額による

支給の償却資産に付する算定額を、其翌年度の収入見込額が前年度の基準財政需要額の百分百六十に達することとなるように増額して前項の規定を適用する。この場合において、当該市町村に大規模の償却資産が2以上あるときは、当該大規模の償却資産のうち交付金算定標準額となるべき価格の低いものから順次当該価格を

金の収入見込額を加算した額（以下この項において「基準財政収入見込額」という。）が前年度の地方交付税の算定の基礎となつた基準財政需要額（以下この項において「前年度の基準財政需要額」という。）の百分の百六十に満たないこととなる市町村については、当該市町村の大規模な償却資産による算定期預金を、基準財政

準財政収入額からこれに算入された大規模の償却資産に係る市町村交付金の収入見込額（地方交付税法（昭和二十五年法律第二百二十一号）第十四条第二項の基準率をもつて算定した市町村交付金の収入見込額をいう。以下この項において同じ。）を控除した額に、当該大規模の償却資産について前項の規定を適用した場合において当該年度分として交付されるべき市町村交付

2 前年度の地方交付税の算定の基礎となつた基	町村	人未満の市以上の場合にあつては十二億八千万円に人口三万人から計算して人口五
	人口二十万 人以上の市	千人を増すごとに八千万円を加算し た額
	四十億円	

受けた場合又は第十一条第一項、第二項若しくは第四項の規定によつて固定資産の価格の配分の通知を受けた場合において、当該各省各庁の長

に係る算定定額を増加するための計算方法は、
地方税法第三百四十九条の五第三項及び第四項
に基く総務省令の規定の例による。

道知事をもつて場合においては、當該各名の上に、該地の公共團體が管理し、又は當該地方公共團體が所有する償

(台帳価格等の通知)

（新設大規模償却資産に係る交付金算定標準額の交付金算定標準額となるべき価格の合計額その他の必要な事項を当該市町村を包括する都道府県の知事に通知しなければならない。

よつて市町村交付金を交付すべきものについて、総務省令で定めるところにより、前年の三月三十一日現在において国有財産台帳等に記載され、又は記録された当該固定資産の価格その他交付金額の算定に関し必要な事項を前年の二月三十日までに当該固定資産の所在地の市町村長に通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に異動がないものについては、こ

第六条 国又は地方公共団体は、各省各庁の長がその特例をそれぞれ管理し、又は一の地方公共団体が所有する償却資産のうち第二条の規定によつて市町村交付金を交付すべきもので、一の市町村内に所在する新たに建設された一の工場又は発電所若しくは変電所（以下この項において「一の工場」）

(価格の修正通知)
第八条 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、
第二条の規定によつて市町村交付金を交付すべ
き固定資産について、国有財産台帳等に記載さ
れ、又は記録された当該固定資産の価格が当該
固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課

場」と総称する。(一)の工場に増設された設備で一の工場に類すると認められるものを含む。の用に供するものに係る交付金算定標準額となるべき価格の合計額が、当該償却資産について同条の規定によつて市町村交付金を交付するとなつた最初の年度から五年度間のうち、いずれか一年度において、前条第一項の表の上欄に掲げる市町村において同表の下欄に掲げる金額を超えることとなるもの(以下この条において「新設大規模償却資産」という)がある場合においては、当該超えることとなつた最初の年度から六年度分の市町村交付金に限り、地方税法第三百四十九条の五第一項及び第二項並びに

されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合には、前年の十一月三十日までに、国有財産台帳等に記載され、又は記録された固定資産の価格と異なる価格を當該固定資産の所在地の市町村長に當該固定資産に係る交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格として通知することができる。この場合においては、各省各府の長又は地方公共団体の長は、當該通知による固定資産の価格の算定の根拠をあわせて通知しなければならない。

(価格の修正の申出等)

積添第三百四十九条の五第一項及び第二項並で
こ同條第五項に基づく政令の規定の例により、

第九条 市町村長は、当該市町村内に所在する各省略の長が管理し、又は地方公共団体が所有

当該市町村の大規模の償却資産に係る算定額を増額して前条第一項の規定を適用し、当該新設大規模償却資産に係る交付金算定標準額となるべき金額を算定し、及び当該金額を交付金算定標準額として市町村交付金を交付するものとする。

する固定資産で第二条の規定によつて市町村交付金を交付されるべきものについては、国有財産台帳等に価格が記載され若しくは記録されないものがある場合又は国有財産台帳等に記載され若しくは記録された当該固定資産の価格若しくは前条の規定による通知に係る当該固定資産の価格が当該固定資産に類似する固定資産で固定資産税を課されるものに係る固定資産税の課税標準の基礎となるべき価格と著しく異なると認める場合には、前年の十二月三十日までに、当該固定資産を管理する各省各庁

の長又は当該固定資産を所有する地方公共団体の長に対して、その理由をつけて、交付金算定標準額の基礎とすべき価格として当該固定資産の価格を通知し、又は国有財産台帳等に記載され若しくは記録された当該固定資産の価格と異なる価格若しくは前条の規定による通知に係る固定資産の価格を修正した価格を交付金算定標準額の基礎とすべき旨を申し出ることができる。

各省各庁の長又は地方公共団体の長は、前項の申出があつた場合において、その申出について正当な理由があると認めるときは、交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格を当該固定資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第一項の申出があつた場合において、その申出について正当な理由がないと認めため、交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格を通知しないときは、その旨及びその理由を当該固定資産の所在地の市町村長に通知しなければならない。

各省各庁の長又は地方公共団体の長は、第一項の申出があつた場合において、その申出について正当な理由がないとき、又は前二項の規定による通知は、おそらくとも第一項の申出があつた日から起算して二月以内になければならない。

市町村長は、第一項の申出をした場合において、当該申出をした日から起算して二月以内に第二項若しくは第三項の通知がないときは、又は、総務大臣に対してその旨を申し出ることができ。

総務大臣は、前項の申出を受けた場合において、その申出について正当な理由があると認めるとときは、各省各庁の長又は地方公共団体の長に対してその意見を申し出ができる。

二以上の市町村にわたつて使用される償却資産又は空港の用に供する固定資産、発電、変電若しくは送電の用に供する固定資産、水道若しくは工業用水道の用に供するダムの用に供する固定資産その他二以上の市町村にわたつて所在する固定資産については、当該固定資産を管理する各省各庁の長又は当該固定資産を所有する地方公共団体の長は、総務省令で定めるところによるものとする。

より、当該固定資産が所在するものとされる市町村を定め、及び国有財産台帳等に記載され又は記録された当該固定資産の価格(第八条の規定によつて交付金算定標準額の基礎とすべき価格を通知した固定資産にあつては、当該通知に係る固定資産の価格とする。)を当該市町村に配分し、これを前年の十一月三十日までに当該市町村の市町村長に通知しなければならない。

各省各庁の長又は地方公共団体の長は、前項の通知をした後において、前条第二項(第四項において準用する場合を含む。)の規定により交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格を通知した場合には、前項の規定によつて配分し、及び通知した価格を修正し、これを当該市町村の市町村長に通知しなければならない。

第一項の規定によつて固定資産の価格の配分を受けるべきであると認められるのにかかわらず配分を受けなかつた市町村の市町村長又は同項の規定による固定資産の価格の配分に錯誤があると認める市町村長は、前年の十二月三十一日までに、当該固定資産を管理する各省各庁の長又は当該固定資産を所有する地方公共団体の長に対して、その理由をつけて、当該市町村に固定資産の価格を配分し、又は当該市町村に配分すべき固定資産の価格を修正すべきことを申し出ることができる。

前条第二項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格を当該固定資産の所在地の市町村長」とあるのは「当該市町村に固定資産の価格を配分し、又は当該市町村に配分すべき固定資産の価格を修正して市町村長」と、同条第三項中「交付金算定標準額の基礎とすべき固定資産の価格を通知しないときは、」とあるのは「当該市町村に固定資産の価格を配分せず、又は当該市町村に配分した固定資産の価格を修正しないときは、」と読み替えるものとする。

(交付金の請求)

市町村長は、総務省令で定めるところにより、国が所有する固定資産については当該固定資産を管理する各省各庁の長に、地方公共団体が所有する固定資産については当該固定資産を所有する地方公共団体の長に対して、毎年四月三十日までに、交付金交付請求書を送付するものとする。

2 前項の交付金交付請求書には、総務省令で定める様式により、固定資産の価格、当該固定資産に係る交付金算定標準額及び交付金額の修正額を記載しなければならない。

(交付金の交付)

各省各庁の長又は当該償却資産を所有する地方公共団体の長及び当該償却資産の所在地の市町村は、前条第一項の交付金交付請求書の送付を受けた場合においては、毎年六月三十日までに、当該交付金交付請求書に記載された交付金額を固定資産所在市町村に交付するものとする。(違法又は誤認に係る交付金額の修正)

各省各庁の長又は地方公共団体の長は、交付金額の算定について違法又は誤認があると認める場合は、第十二条第一項の交付金額を当該市町村に記載された交付金額を修正しなければならない。

第一項の規定によつて修正した交付金額を交付請求書に記載された交付金額の修正を求めることができる。

市町村長は、前項の求めがあつた場合において交付金額の算定について違法又は誤認があると認める場合は、第十二条第一項の交付金額を修正しなければならない。

(都道府県に対する交付金の交付)

国又は地方公共団体は、大規模の償却資産が所在する市町村を包括する都道府県に対して、当該大規模の償却資産に係る交付金算定標準額となるべき価格のうち第五条第一項及び第二項並びに第六条の規定によって当該大規模の償却資産所在市町村交付金の交付金算定標準額となるべき額を超える部分の額を交付金算定標準額として国有資産等所在都道府県交付金(以下「都道府県交付金」という。)を交付するものとする。

都道府県知事は、国又は地方公共団体が所有する償却資産で前項の規定によつて当該都道府県に対して都道府県交付金が交付されるべきであると認められるものがある場合においては、前年の十月三十一日までに、これを指定し、その旨を当該償却資産を管理する各省各庁の長及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知するものとする。

(使用料等の限度額の特例)

地方公共団体が所有する第一条第一項第一号に掲げる固定資産の使用料等(使用料、貸付け料その他何らの名義をもつてするを問わず、当該固定資産を使用する者がその使用について支払うべき金額をいう。以下同じ。)の限度額について法律の定めがある場合において、当該限度額の算定の基礎に固定資産税に相当する額が加算されないときは、地方公共団体は、当該固定資産については、当該法律の規定にかかる額を超えない範囲内の額を当該法律に規定する使用料等の限度額に加算した額をもつて当該法律に規定する使用料等の限度額とすることができる。

都道府県知事は、第一項の規定によつて都道府県交付金を交付するものとされる償却資産に係る交付金算定標準額となるべき価格及び都道府県交付金に係る交付金算定標準額を、毎年一月三十一日までに、当該償却資産を管理する各省各庁の長又は当該償却資産を所有する地方公共団体の長及び当該償却資産の所在地の市町村長に通知するものとする。

(交付金の交付の特例等)

第十七条 市町村が所有する第二条第一項第一号若しくは第四号に掲げる固定資産が当該市町村の区域内に所在する場合若しくは都が所有する同項第一号若しくは第四号に掲げる固定資産が当該市町村の区域内に所在する場合は、当該市町村が所有する大規模の償却資産につき、第十二条から第六条まで又は第十四条第一項の規定の例によつて算定した市町村交付金又は都道府県交付金に係る交付金額に相当する額を当該特別会計から一般会計に繰り入れることができる。
前項の場合においては、当該一般会計に繰り入れた額は、当該固定資産につき交付されるととなるべき市町村交付金又は都道府県交付金の交付金額に相当する額とみなして前条の規定を適用する。

2 例によつて算定した市町村交付金又は都道府県交付金に係る交付金額に相当する額を当該特別会計から一般会計に繰り入れることができる。
前項の場合においては、当該一般会計に繰り入れた額は、当該固定資産につき交付されるととなるべき市町村交付金又は都道府県交付金額に相当する額とみなして前条の規定を適用する。

(国有財産台帳等の閲覧の請求等)

第十九条 市町村長は交付金額の算定のため、各省政府の長若しくは地方公共団体の長に對して国有財産台帳等に記載され、若しくは記録された事項を記録することができる。この場合においては、各省各府の長又は地方公共団体の長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
(空港の用に供する固定資産の所有者等)

第十九条 空港法第四条の規定により国土交通大臣が管理する空港の用に供する固定資産で地主が所有するものについては國が、同社が、第五条第一項の規定により地方公共団体が管理する空港の用に供する固定資産で國が所有するものについては当該空港を管理する地方公共団体が所有する第二条第一項第二号の固定資産とみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、地方公共団体が所有する固定資産にあつては地方公共団体の長、國が所有する固定資産にあつては当該固定資産を管理する各省政府の長は、国有財産台帳等に記載され、又は記録された當該固定資産の価格を前年の六月二十日までに当該空港を管理する者に通知するものとする。ただし、前年前に通知した事項に運動がないものについては、この限りでない。

2 空港法第四条の規定により国土交通大臣が管理する空港の用に供する固定資産で国土交通大臣以外の各省各庁の長が国有財産法の規定により管理するものについては、第七条、第十一条第一項及び第二項、第十二条第一項並びに第十三条の規定にかかるわらず、第七条の通知、第十一条第一項の市町村の決定及び配分の通知、同条第二項の修正の通知並びに第十二条の市町村交付金の交付は国土交通大臣が行い、第十二条第一項の交付金交付請求書は市町村長が国土交通大臣に対し送付するものとする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

(多目的ダムに係る市町村交付金等)

第二十条 特定多目的ダム法 (昭和三十二年法律第三十五号) 第二条第一項に規定する多目的ダムについては、当該多目的ダムの用に供する固定資産のうち発電又は水道若しくは工業用水源の用に供する部分を、国土交通大臣が管理する場合(同法第十七条の規定によるダム使用権の設定前の場合を含む。)にあつては国が、都道府県知事が管理する場合にあつては当該都道府県が所有する第二条第一項第四号に掲げる固定資産又は同項第五号に掲げるダムの用に供する固定資産と、当該固定資産につき政令で定める方法により算出した額を国有財産台帳等に記載され又は記録された当該固定資産の価格とみなして、この法律の規定(第十八条を除く。)を適用する。

(端数計算)

第二十一条 交付金算定標準額を計算する場合において、その額に千円未満の端数があるときは、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
(政令の委任)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、交付金額の算定、市町村交付金及び都道府県交付金の交付手続、市町村の廃置分合又は境界変更があつた場合(都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつた場合を含む。)におけるこの法律の規定の適用の特例その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

用を受ける市街化区域農地については、当該市街化区域農地に係る同法附則第十九条第一項に規定するその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額を同法附則第二十九条の七第二項に定める率で除して得た額)とし、同法附則第十九条の四の規定の適用を受ける市街化区域農地については当該市街化区域農地に係る同条第一項又は第二項に規定するその年度分の固定資産税の課税標準となるべき額を同法附則第十九条の三第一項本文に定める率で除して得た額とする。次条第一項において同じ。」とする。
(東京国際空港に係る交付金算定標準額の特例)
第二条第一項第一号に掲げる固定資産のうち空港法第二十八条に規定する東京国際空港緊急整備事業により平成二十三年三月三十日までに取得されるもので政令で定めるものに係る交付金算定標準額は、第三条第二項及び第四条第二項の規定にかかわらず、当該固定資産について市町村交付金が交付されることとなつた年度から十年度分の市町村交付金に限り、第三条第二項の価格の四分の一の額とする。
(新関西国際空港株式会社に出資した固定資産に係る市町村交付金の不交付)
国は、関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律(平成二十三年法律第五十四号)附則第五条第八項の規定により新関西国際空港株式会社に出資した固定資産のうち、新関西国際空港株式会社が平成二十五年度において固定資産税を課されるべきものについては、第二条第一項の規定にかかるわらず、平成二十五年度分の市町村交付金を交付しない。

九項及び第十項の改正規定（同法附則第十項に係る部分に限る）、第二百四十四条の規定（農業改良助長法第十四条の三の改正規定に係る部分を除く。）並びに第四百七十二条の規定（市町村の合併の特例に関する法律第六条、第八条及び第十七条の改正規定に係る部分を除く。）並びに附則第七条、第十条、第十二条、第五十九条ただし書、第六十条第四項及び第五項、第七十三条、第七十七条、第一百五十七条第四項から第六項まで、第一百六十一条、第一百六十三条、第一百六十四条並びに第二百二条の規定（公布の日国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置）

第一百五十六条 第四百六十七条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法の規定は、平成十三年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金及び国有資産等所在都道府県交付金（以下この条において「交付金」という。）について適用し、平成十二年度分までの交付金については、なお從前の例による。

（国等の事務）

第一百五十九条 この法律による改正前のそれぞれの法律に規定するものほか、この法律の施行前ににおいて、地方公共団体の機関が法律又はこれに基づく政令により管理し又は執行する国、他の地方公共団体その他公共団体の事務（附則第六百六十一条において「国等の事務」という。）は、この法律の施行後は、地方公共団体が法律又はこれに基づく政令により当該地方公共団体の事務として処理するものとする。

（処分、申請等に関する経過措置）

第一百六十条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定（以下この条及び附則第六十三条において同じ。）の施行前に改正前のそれぞれの法律の規定によりされた許可等の処分その他の行為（以下この条において「処分等の行為」という。）又はこの法律の施行の際現に改正前のそれぞれの法律の規定によりされている許可等の申請その他の行為（以下この条において「申請等の行為」という。）で、この法律の施行の日においてこれらの行為に係る行政事務を行うべき者が異なることとなるものは、附則第二条から前条までの規定又は改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）の経過措置に関する規定に定めるものを除き、この法律の施行の日以後における改正後

2 のそれぞれの法律の適用については、改正後のそれぞれの法律の規定により国又は地方公共団体の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手続がされていないものについては、この法律及びこれに基づく政令に別段の定めがあるもののほか、これを、改正後のそれぞれの法律の相当規定により国又は地方公共団体の相当の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項についてその手続がされていないものとみなして、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定を適用する。

(不服申立てに関する経過措置)

第一百六十二条 施行日前にされた〔国等の事務に係る处分であつて、当該処分をした行政〕(以下この条において「処分庁」という。)に施行日前に行政不服審査法に規定する上級行政〔以下この条において「上級行政庁」という。〕があつたものについての同法による不服申立てについては、施行日以後においても、当該処分庁に引き続き上級行政庁があるものとみなして、行政不服審査法の規定を適用する。この場合において、当該処分庁の上級行政庁とみなされる行政庁は、施行日前に当該処分庁の上級行政庁であった行政庁とする。

前項の場合において、上級行政とみなされる行政庁が地方公共団体の機関であるときは、当該機関が行政不服審査法の規定により処理することとされる事務は、新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(その他の経過措置の政令への委任)

第一百六十四条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十五条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについては、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十六条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、

国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。
(政令への委任)
第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。
附 則 (平成一一年二月二二日法律第一六〇号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子弹炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、
二 第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十二条、第千三百四十四条の規定(公布の日)
附 則 (平成一二年三月二九日法律第四号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置)
第二十条 第二条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法附則第十五項の規定は、平成十三年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金について適用し、平成十二年度分までの国有資産等所在市町村交付金については、なお従前の例による。
(政令への委任)
第二十一条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
附 則 (平成一四年七月三一日法律第八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公社法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置）

第十五条 第六十三条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律は、平成十六年度以後の年度分の日本郵政公社有資産所在市町村納付金及び日本郵政公社有資産所在都道府県納付金について適用する。
（その他の経過措置の政令への委任）

第三十九条 この法律に規定するもののほか、公社法及びこの法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に關する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（平成一四年一二月一三日法律第一五二号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）の施行の日から施行する。
（その他の経過措置の政令への委任）

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一五年三月三一日法律第九号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一から十二まで 略

第十三条 第三条中国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律第二条の改正規定及び附則第二十四条第一項の規定
石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

第二十四条 第三条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金（以下この項及び次項において「市町村交付金」という。）及び国有資産等所在都道府県交付金（以下この項において「都道府県交付金」という。）について

2 金及び都道府県交付金については、なお従前の例による。

六年度以後の年度分の市町村交付金について適用し、平成十五年度分までの市町村交付金については、なお従前の例による。

3 新交納付金法附則第十六項の規定は、平成十六年度以後の年度分の日本郵政公社有資産所在市町村納付金について適用する。

(政令への委任)

第二十七条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。

(その他の経過措置の政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一五年七月一六日法律第一一九号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百二十九号)の施行の日から施行する。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一一部改正に伴う経過措置)

第三条 第十四条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の規定は、平成十七年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金及び国有資産等所在都道府県交付金(以下この条において「交付金」という。)について適用し、平成十六年度分までの交付金については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第六条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定めらる。

附 則 (平成一六年三月三日法律第一七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（罰則に関する経過措置）

第二十三条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定にあつては、当該規定）の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定に係る地方税に係るこの法律の施行後にして行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十四条 第二条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律附則第十七項の規定は、東京国際空港における緊急整備事業の円滑な推進に関する特別措置法の施行の日の属する年度の翌々年度分以後の国有資産等所在市町村交付金について適用する。（政令への委任）

第二十五条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（平成一六年五月二六日法律第五七号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第六条第一項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第七条、第七条の二第三項、第八条第三項、第九条第七項及び第九条の三第六項の改正規定、第九十条に五項を加える改正規定、第九十一条第七項、第二百五十二条の二十六の二、第二百五十二条の二十六の七、第二百五十五条、第二百五十九条第四項及び第二百八十七条の五の改正規定並びに次条から附則第八条までの規定は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成一七年三月二十五日法律第五号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。

第十六条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(施行期日) 一〇二号 抄

附則(平成一七年一〇月二一日法律第百一十三条)
第一条 この法律は、郵政民営化法の施行の日から施行する。

(国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第九十条 第六十二条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法の規定は、平成二十一年度以後の年次分の国有資産等所在市町村交付金及び国有資産等所在都道府県交付金(次項において「市町村交付金等」という。)について適用する。

第六十一条の規定による改正前の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律(以下この条において「旧法」という。)の規定は、平成十九年度分までの市町村交付金等並びに日本郵政公社有資産所在市町村納付金及び日本郵政公社有資産所在都道府県納付金(以下この条及び次条において「市町村納付金等」という。)については、なおその効力を有する。

前項の規定によりなお効力を有することとされる旧法の規定により旧公社が納付すべきものとされる平成十九年度分までの市町村納付金等の納付義務は、日本郵政株式会社が負うものとする。

平成十九年度分までの市町村納付金等で日本郵政株式会社が前項の規定によりその納付義務を負うこととなるものについては、第二項の規定によりなお努力を有することとされる旧法の規定の例により、日本郵政株式会社が納付する。

前三項の場合における旧法第十三条第一項に規定する価格等の修正、既に納付された市町村納付金等の額と当該価格等の修正に基づき納付すべき市町村納付金等の額との調整その他第六十一条の規定の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(罰則に関する経過措置)

附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為、この法律の施行後附則第九条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便替法第三十八条の人(第二号及び第三号に係る部分に限る。)の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第十三条第一項の規定に

よりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替法第七十条（第二号及び第三号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第二十七条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧郵便振替預り金寄附委託法第八条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第三十九条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十二条（第二号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為、この法律の施行後附則第四十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧公社法第七十一条及び第七十二条（第十五号に係る部分に限る。）の規定の失効前にした行為並びに附則第二条第二項の規定の適用がある場合における郵政民営化法第一百四条に規定する郵便貯金銀行に係る特定日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 **（平成一八年三月三一日法律第七号）抄**

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

（国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第二十二条 第二条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律（以下この条において「新交納付金法」という。）附則第十五項の規定は、平成十九年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金（以下この項において「市町村交付金」という。）について適用し、平成十八年度分までの市町村交付金については、なお従前の例による。

新交納付金法附則第十六条の規定は、平成十八年度以後の年度分の日本郵政公社有資産所在市町村納付金（以下この項において「市町村納付金」という。）について適用し、平成十七年度分までの市町村納付金については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第二十四条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 **（平成一九年三月三一日法律第三号）抄**

地方税 法附則 第十八条 条	地方税法附則第十八条（地方税法及び 有資産等所在市町村交付金法の一部を改 正する法律（平成二十四年法律第十七号） 以下この条において「平成二十四年改正 法」という。）附則第九条第二項の規定に より読み替えて適用される場合を含む。
四 項 第一 項 又 は 第二 項	四 項 第一 項 又 は 第二 項
同 法 附 則 第 九 条 第 二 項 第 一 項 又 は 第二 項	同 法 附 則 第 九 条 第 二 項 第 一 項 又 は 第二 項
同 法 附 則 第 九 条 第 二 項 第 一 項 又 は 第二 項	同 法 附 則 第 九 条 第 二 項 第 一 項 又 は 第二 項
同 法 附 則 第 九 条 第 二 項 第 一 項 又 は 第二 項	同 法 附 則 第 九 条 第 二 項 第 一 項 又 は 第二 項

同 法 附 則 第 九 条 第 二 項 第 一 項 又 は 第二 項	同 法 附 則 第 九 条 第 二 項 第 一 項 又 は 第二 項

同 法 附 則 第 九 条 第 二 項 第 一 項 又 は 第二 項	同 法 附 則 第 九 条 第 二 項 第 一 項 又 は 第二 項

同 法 附 則 第 九 条 第 二 項 第 一 項 又 は 第二 項	同 法 附 則 第 九 条 第 二 項 第 一 項 又 は 第二 項

(政令への委任)

第二十三条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和六年三月三十日法律第四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。(国有資産等所在市町村交付金法の一部改正に伴う経過措置)

第三十二条 第五条の規定による改正後の国有資産等所在市町村交付金法附則第十四項の規定は、令和七年度以後の年度分の国有資産等所在市町村交付金について適用し、令和六年度分までの国有資産等所在市町村交付金については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第三十六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。